

# 船舶事故調査報告書

平成27年10月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）  
委員 小須田 敏  
委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年5月2日 06時40分ごろ
発生場所	長崎県新上五島町有川港 有川港B防波堤灯台から真方位267°1,100m付近 (概位 北緯32°59.30′ 東経129°05.74′)
事故調査の経過	平成27年5月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 一陽丸、4.9トン NS3-401964（漁船登録番号）、個人所有 12.51m (Lr) × 2.73m × 0.91m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、平成2年11月10日 B 漁船 綾美、0.3トン NS3-604555（漁船登録番号）、個人所有 4.28m (Lr) × 1.50m × 0.51m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、 平成5年10月2日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 79歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年9月18日 免許証交付日 平成26年5月13日 (平成31年6月2日まで有効) B 船長B 男性 47歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年8月18日 免許証交付日 平成22年7月16日 (平成27年8月17日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A なし B 右舷船尾部及び船外機に破損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、有川港内において、‘釣りをし て漂泊中の約5～6隻の小型船’（以下「本件小型船群」という。）を

通過して左転し、本件小型船群を通過したので、前路に他船はいない  
 と思い、増速して約17～18ノットの速力で定置網のブイの東側を  
 北北東進中、船長が、平成27年5月2日06時40分ごろガシャーン  
 という音を聞き、船尾方にB船を視認したので、B船と衝突したと  
 思った。(写真1、写真2参照)



写真1 A船全景

写真2 船長Aの操縦場所

B船は、船長Bが1人で乗り組み、有川港内で船首を南東方に向け  
 て漂泊していた。

船長Bは、釣りをしながら右舷方にB船の船首方を通過する態勢で  
 北東進するA船を視認し、A船がそのまま北東進するものと思ってい  
 たところ、A船が右舷船首方100m付近で左転し、B船に向かう態  
 勢となったので、大声で注意喚起を行ったが、避航する気配がないA  
 船に危険を感じて右舷船首から海に飛び込んだ。(写真3参照)



船長Bが飛び込んだ場所

写真3 船長Bが釣りをしていた場所

B船は、船長Bが飛び込んだ反動で、船首が反時計方向に回って北  
 北東方を向いたところ、右舷船尾とA船の船首とが衝突した。

B船は、A船にえい航されて係留場所に戻り、右舷船尾部及び船外  
 機の破損が認められた。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

気象・海象

気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好  
 海象：海上 平穏

その他の事項

船長Aは、本事故当時、天気が悪くなる予報を得ていたため、A船  
 の係留場所から北方へ約2km離れた作業場に揚げていた網の修理を終  
 わらせようと思い、早く作業場に行こうと思っていた。

船長Aは、ふだん、有川港内にある長瀬の西方を航行する際、長瀬  
 の西方に設置された定置網のブイの東側を航行しており、本事故当  
 時、左舷前方の定置網のブイを見ていた。

	<p>船長Bは、本事故当時、救命胴衣を着用し、ホイッスルを船尾に置いていたが、ホイッスルを吹いて注意喚起することを思い付かなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、有川港内を航行中、船長Aが、本件小型船群を通過して左転し、航行の妨げとなる他船がないものと思い、左舷前方の定置網のブイを見ていて、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、有川港内で釣りをして漂流中、船長Bが、船首方を通過する態勢のA船を視認した際、A船が同じ針路で航行するものと思い、漂流を続けたことから、B船の右舷船首方100m付近で左転してB船に向かう態勢となったA船に対し、大声を出して注意喚起を行ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、有川港内において、A船が北北東進中、B船が漂流中、船長Aが、左舷前方の定置網のブイを見ていて、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、漂流中のB船に気付かずに航行し、また、船長Bが、船首方を通過する態勢のA船を視認した際、A船が同じ針路で航行するものと思い、漂流を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、常に周囲の見張りを行うこと。</li> <li>・漂流して釣りをを行っている場合でも、周囲の見張りを適切に行い、他船が接近するときは、音響による信号によって注意喚起を行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

